

平成28年度 第2回 青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 平成28年9月1日（木） 14：50～15：40
場 所 鱒ヶ沢町中央公民館 2階大会議室

【1 開会】

(司会)

ただいまから「平成28年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会します。

私は、本日、進行を務めさせていただきます、県企画政策部企画調整課長の若木です。よろしくお願いいたします。

本委員会の会議につきましては、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は10名中6名の出席をいただいておりますので、会議が成立することを御報告します。

続きまして、本日の出席者を紹介させていただきます。

まず、本日出席の委員の方々です。

阿波委員長です。

秋庭委員です。

鮎川委員です。

大橋委員です。

宮本委員です。

渡辺委員です。

次に地元関係者の方々をご紹介します。

鱒ヶ沢町の建設課長でございます、今一仁様です。

そして、新田町会長の保村連一様です。

最後に県側の職員を紹介します。

田邊河川砂防課長です。

工藤河川・海岸グループマネージャーです。

古川ダムグループマネージャーです。

県側の出席者は以上とさせていただきます。

それでは議事に入らせていただきますが、ここからの議事進行につきましては、委員会設置要綱の規定に基づきまして、阿波委員長にお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

【2 基本的事項の確認】

(阿波委員長)

まず、審議に入る前に本委員会の基本的な事項について確認させていただきます。

3点ございます。

まず第1点目でございますが、会議は委員会運営要領第3に基づき、公開として開催されます。

2つ目です。審議内容は、委員会の資料とともに事務局の企画調整課で公表・縦覧します。なお、議事録の公表に当たっては、各委員の了解を得て行うこととします。

3点目です。委員会に関する報道機関等の取材対応は、委員長にご一任くださるようお願いいたします。

本日は、限られた時間の審議ということになりますので、もし、時間が超過しそうであれば、次の第3回での継続審議という形で代えさせていただければと思っております。

それでは、本日の審議の進め方を確認させていただきます。

本日は、先ほど現地調査を行いました、整理番号5番、広域河川改修事業（中村川）について、地元の関係者からの意見聴取を行い、その後、審議を行います。

また、前回の委員会で、調書の修正と追加資料の提出を依頼しております整理番号6番、駒込ダム建設事業関係の審議を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【3 地元関係者からの意見聴取】

（阿波委員長）

それでは、地元の関係者からの意見聴取及び意見交換を行いたいと思います。

本日は、広域河川改修事業（中村川）の審議にあたって、地元関係者の皆様方からご意見を伺うこととしております。

まず、委員から、先ほどの現地視察に基づきまして、質問等をお願いしたいと思っております。

地元の関係の方が本日いらっしゃっておりますので、先ほどの視察の状況等を踏まえ、より詳しく確認されたい等の事項があれば、この席でご発言、確認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

（渡辺委員）

資料を読みますと、被害があったのは、昭和33年と昭和50年です。

平成に入ってから、かなり最近でもはん濫危険水位まで水位が高くなっていると思うのですが、平成に入ってから、被害が出ていないと判断してよろしいでしょうか。

（鱒ヶ沢町 今建設課長）

それでは、私の方から。

まず、近年でも、はん濫危険水位9.7mを超えていることがあります。特に、一番近いところでは平成27年、昨年4月3日に9.98mで、この時は、避難指示も発令しました。そして、床下浸水等の被害もありました。

その前の平成25年9月16日にも10.75mに達しています。この時も公共下水道の被害等々はあったのですが、幸いにしてここ数年間、人的被害はないというのは、町としては非常に良かったと感じているところです。

ただ、頻繁に8mぐらいはいきます。はん濫注意水位が8.2mの河川ですが、この8.2mは、ちょっと雨が降れば可能性のある水位です。なので、雨が降るたびに地元としては、い

つもドキドキしているということで、是非、この事業を計画どおり進めていただいて、少しでも早く町民が安心して暮らせるように願っているところです。

以上です。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様方からご質問ございませんか。

せっかくですので、新田町会 保村会長から、中村川の河川改修事業について、ご意見がありましたら頂戴できればと思いますが。

(新田町会 保村会長)

今、課長が言われましたとおり、私のところは新田町会というところで、中村川の水位が上がると常に避難になっております。

災害にはなっていないですけど、中村川は水位が非常に上がっておりまして、逆流による床下浸水も発生します。新田町会ではなく、駅裏のところが非常に低い土地になっていて、その辺に逆流しています。

平成27年と25年の時も中村地区の方でははん濫が多くなったため、逆に舞戸地区が助かったというような状況でありますので、是非、もう5年、3年ぐらいで完成していただければということを考えております。

以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

委員の皆様方から、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(渡辺委員)

会長さん、課長さんから、発言いただき、状況は十分、分かりました。

まず、会長さんからのご発言で3年ぐらいに早く完成させてということですが。

ただ、この計画書を見ますと、完成予定は38年度となっておりますが、どうでしょうか、もっと早めてくれということをもうちよっと声高々に言ってみてはいかがでしょうか。

(新田町会 保村会長)

地元の県議会議員さんには、早め、早めということを要望しています。1年に2～3回は中村川の増水で避難になります。逆にいうと、避難が慢性化しているような状況です。ただ、はん濫すれば、舞戸地区に大きな被害が出ると考えれば、非常に早い時期にやっていただきたいと考えております。

(渡辺委員)

今のお話を聞いても、委員の一人としては、もうちょっと早く進めた方がいいのではと思いま

した。

以上です。

(阿波委員長)

その点について、県河川砂防課からお願いします。

(県河川砂防課)

河川砂防課長でございます。

今の町会長さんのお話を受け止めさせていただいたところでございます。町会長さんも鱒ヶ沢道路河川事業所の方から聞いてはおられると思いますけれども、繰り返しの説明になって大変申し訳ございません。

県内では他にも沢山とまでは言いませんが、昨日の岩手県の台風10号の水害状況を見るにつけ、早く改修を進めなければいけない河川が他にもまだございます。その中で計画的に着実に進めているところでございます。

しかし、全体予算や、毎年の予算のしぼりの中で、いかに効率的に改修を進めていくかということに、我々も頭を悩ませているのが現状でございます。

そして、今の町会長さんはじめ、建設課長さんの意見を踏まえて、我々も更なる予算の獲得、すなわち各個別の急いで改修すべき河川に予算を多く回せるように、県議会議員、知事をはじめとした方を含めて、力を借りながら頑張っていきたいと思うところでございます。

回答になっていないことは重々承知の上で言わせていただきました。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

その他、委員の皆様からご発言、ご意見ございませんでしょうか。

(鮎川委員)

私、建築の専門家ではないのですが、住宅を拝見していると土間がある家が多いように見ていたんですけども、水害で水が来ることが多いから、土間を作る家が多いといったように、水害対策のためでしょうか。

(新田町会 保村会長)

土間ですか。

(鮎川委員)

ええ、入ったところにすぐ、玄関、1階が土間になっているお宅が多いなと思って見ていたのですけれども。

それとも、駐車スペースとか、そういう感じでしょうか。

(新田町会 保村会長)

そうですね。

土間って聞けば、我々にすると、昔の土のところは土間という感じなのですけれども。

(鮎川委員)

すみません、コンクリートになっているところです。

(新田町会 保村会長)

コンクリートの部分は、駐車場みたいな感じだと思います。

(鮎川委員)

失礼しました。

特に水が多いところだから、1階に住まないようしているのかなと思って、想像したので。

(阿波委員長)

その他、ございませんでしょうか。

(秋葉委員)

1つは、昭和56年から平成9年までの護岸整備がありますけれども、それは拡幅を含まない整備なのかどうか。

あともう1つは、計画高水流量について、450トン毎秒、これで果たして足りるのかどうかというところで、450トン毎秒の根拠、難しくなりますけれども、何か270トン毎秒というのが目一杯ですよ。未曾有の水害があちこちで起こっていますので、何か心配になっています。ちょっと難しいですけれども、いかがでしょうか。

(阿波委員長)

多分、計画の妥当性という話じゃないかと思うのですが、何かコメント、ございますか。

(河川砂防課)

今、委員がおっしゃった2点について、昭和56年から平成9年にかけて、現況の川幅がどれぐらいあり、どれぐらいに広がったのかという観点でございますか。

(秋葉委員)

拡幅を含めた整備の内容について、例えば、周りの環境整備のための整備なのか。

(河川砂防課)

環境整備ではございません。河道拡幅については、今資料を調べて、後できちんと出ささせていただきます。

計画高水流量については、例えば、過去の事業において現況流下能力が150トンであったものを270トンにしたというのであれば、今回は、2次改修として270トンの河道を450トンにグレードアップするというようなことでございまして、その450トンが果たして妥当なのかというご質問だと思います。

現地でもお話があったと思いますが、450トンといえば、統計学的にいうと、今までの雨の降った統計から10年に1回程度の雨の規模、それから算出して450トン毎秒という流量を出しており、24時間の雨量で何ミリかということで計算すると10年に1回の雨量ということになります。

県内の治水バランスでは、さらに、もうちょっと増えて20年に1回とか30年に1回とかを目標としており、ここも最終的には第3次改修までいって、初めて30年に1回の安全度で整備するという長期的な展望でやっております。

勿論、一昨日の台風にも見られますように、雨の降り方が激甚化していることを考えれば、この流量でいいのかということもありますので、そこは施設では守りきれない大洪水が必ず発生するのだということで、住民の皆様方の避難ということが、最終的には大事になってくるかと思えます。

絶対に、委員がおっしゃったように、450トン毎秒でいい、未来永劫大丈夫だというつもりではございません。

(阿波委員長)

中村川について、地元では、防災訓練など、何かやられているんでしょうか。

(鱈ヶ沢町 今建設課長)

先ほどもお話させていただきましたが、近年、特にこの中村川に関しては避難指示が出ていますので、鱈ヶ沢町は、町をあげて年1回程度、避難訓練、自主防災組織の形成など、様々なことを町民に対してもお願いしながら、町民と一緒にしながら訓練等を実施しているところです。

特に、舞戸地区については、考えられる災害というものが中村川のはん濫なので、その辺については、ことあるごとに町内会とも話しながら、町と一緒に防災訓練を行っています。しかし、災害発生の時間帯によって様々対応が違います。

ちなみに、今回、昨日、一昨日の台風10号であれば、朝から日中に情報があって、かなりの対応ができたと思っています。

当然、この間でも避難準備情報に基づいて避難している状況でした。

ただ、夜間、あるいは休日など様々な状況を考えると、やっぱり少しでも安心して生活できるようにということで、10年に1度という治水安全度まではとにかく早く整備して欲しいというような気持ちです。

併せて、避難訓練等のソフト面については、町も一生懸命対応していきたいと考えています。

以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

それでは、その他、委員の皆様方からご質問等があれば。

(大橋委員)

1点確認です。

先ほど、町会長さんが話をされていたところで、町に水が逆流するという表現が使われていたのですけれども、それは越水によって水が来るものなのか、それとも内水が早く生じて、浸水被害が出ているのかちょっとよく分からないので。

今日の視察の場合ですと、基本的に堤防と川の拡幅に関することだけ見せていただいています。仮に、例えば、内水の場合ですと揚水して排水しなければいけないとか、そういうものが出てくるかもしれません。基本的には内水はとりあえず問題なくて、河道の流量を処理するという整備だけで良かったのかどうか。そこだけ教えてください。

(鯨ヶ沢町 今建設課長)

内水の問題は町が担当しています。

平成25年にはん濫した時は、内水はん濫です。その地域は、当時、ポンプの調子が悪かったということもありました。それについては、町の方で今年度、ポンプ等の入れ替えや新たに増設等して内水の部分については積極的に対応しています。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

(新田町会 保村会長)

その問題についていえば、中村川は山海荘のところに排水樋管があります。

それが、中村川の水位が上昇することによって、排水できずに逆流するものと内水の水も加わって、あの地区が床下浸水になるというような現状です。

今、課長が言われたとおり、大きな排水ポンプが2台設置されています。雨が降った段階で、消防団さんをお願いして、ポンプを稼働しているという状況でございます。

(阿波委員長)

よろしいでしょうか。

その他、委員の皆様方からご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、他にございませんようでしたら、これで地元の関係者の皆様への質問等は終了させていただきたいと思えます。

地元の関係者の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもってご退室となります。ありがとうございました。

【4 審議】

それでは、広域河川改修事業（中村川）につきまして、審議を行いたいと思います。

前回の委員会では、委員会意見は「県の対応方針どおり継続」とすることとしておりますが、先ほどの意見聴取等も踏まえた上で委員の皆様から何かご意見など、追加でございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、前回の委員会の方針どおり、県の対応方針どおり継続とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、駒込ダム建設事業の審議に移りたいと思います。

前回の委員会では、これまでの過去の附帯意見の対応状況についてのご質問や調書の内容についての意見が出されましたので、担当課より説明をお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

(河川砂防課)

河川砂防課ダムグループの古川でございます。

座って説明させていただきます。

前回、これまでの審議の状況とこれまでの附帯意見に対する対応について経緯が分かる資料を提出してくださいということでした。こちらは、資料4と、資料4別紙に基づいて説明させていただきます。

まず、平成10年度、これは第1回目の再評価でございますが、2回の審議を経て附帯意見なし、継続になっています。そちらが資料4別紙の1ページ目のおりです。

資料4の1ページ目に戻りますが、平成15年度、これが第2回目の再評価になります。この時は、5回の審議を行って、附帯意見付きで継続ということになっております。

こちらが、資料4別紙の2ページ目からになります。

まず2ページ目が、委員会の意見として対応方針案どおり継続で附帯意見は別紙のおりになりました。この別紙につきましては、その次のページの3ページ目になります。

附帯意見は1と2がございまして、駒込ダムにつきましては2の方になります。

2の最初は、駒込ダムなど4ダムに関する全体的な意見でございます。

近年の財政環境の厳しさによる公共事業の抑制、さらに本県で平成13年12月に制定された「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」の趣旨を踏まえ、森と川と海の生態系の維持、保全等を総合的に勘案し、あらゆる比較案の検討を行った上でダム建設に取り組むこととする、「青森県ダム建設の見直し基本方針」の趣旨を了承した。

今後、河川整備計画に基づくダム建設事業を進めるに当たっては、「青森県ダム建設の見直し基本方針」の趣旨を踏まえるとともに、次の事項に留意する必要があると。

(1) 全般的事項として

ア 治水等に関する情報及び自然環境・生活環境への影響に関する情報等について、流域住民のみならず、県民全体に対する積極的な公開を行うこと。

イ 流域の社会情勢の変化等を的確に把握した上で適切な対応に努めること。

これは全般的なことに関してです。

次は個別的な事項としては

ア 駒込ダムについては、今後より一層の情報公開が必要である。

この附帯意見につきまして、次の年に平成16年度の第1回委員会で対応状況を回答しております。これが4ページ目でございます。

附帯意見の内容につきましては、今、説明したとおりでございます。これまでの対応状況としましては、これまで県は安全な県土と安心できる生活環境を求めてダムの必要性、経済的妥当性を検討し、ダムによる治水対策、利水対策が有利な場合、ダム建設の推進を図ってきていたところであるが、「青森県ダム建設の見直し基本方針」以降は、これらに加え、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」の趣旨を踏まえ、ダムを含むあらゆる比較案の検討を行うとともに、流域に関わる人々の意見を十分に聴き議論し、判断されるものとした。

さらに、県民全体に対する積極的な情報公開と社会情勢の変化を的確に把握した対応に努めるべく、駒込ダムについては、1月20日、「青い森ネイチャーガイド協会」に対し、県の施策を直接説明する機会である「出前トーク」で意見聴取、議論を行った。駒込川沿いに看板を設置するとともに、インターネットに分かりやすい説明ページを開設し、それを見た人が自由に意見を発せられる環境を整えた。

今後の対応方針としまして、駒込ダム、奥戸ダムについては、これまでの対応を継続することにより、ダム建設について住民が自由に意見を発せられ、それらを踏まえ十分な議論がなされ、それを基に最終的な判断がなされるような環境づくりを進めていく。ということで対応状況を説明しております。

資料4の1ページ目に戻りまして、平成20年度、これは第3回目の委員会になりますが、この時は、4回ございまして、附帯意見付きで継続という結果となっております。

資料4別紙の5ページ目でございます。対応方針案どおり継続で、附帯意見は別紙のとおりです。この別紙が次の6ページでございます。

附帯意見といたしましては、1全般的事項に係る委員会附帯意見ということで、(1)総合的視点による代替案の検討について。

(2)河川・ダム事業に係る便益の算定について。

大きい2として、河川総合開発事業、駒込ダムに係る委員会附帯意見という3つ、附帯意見が出ています。

こちらの対応は、次の7ページ目以降になります。

まず、総合視点による代替案の検討について。これは、1の(1)になります。

附帯意見の内容としましては、事業の代替案の検討に当たっては、法体系や事業制度が異なる他の行政分野を踏まえた総合的な視点が必要であり、部局横断的な取組に努めること。

これまでの対応状況としましては、砂防・急傾斜地事業、海岸事業、都市計画事業及び下水道事業については、事業計画時、または事業実施段階に関係機関で構成する連絡会議等において事業調整を図っていくところです。ということで、こちらの方に対応している事業と調整の方法について書かれております。

今後の対応方針としましては、平成21年度以降の再評価の実施に当たっては、部局横断的な庁内担当者会議を開催し、上記の連絡会議等における事業調整の状況を確認するとともに、その他の事業についても代替案の調整を図ることとします。というのがまず1つ目の報告に対する対応状況です。

続きまして8ページ目、これが1の(2)の項目になりますが、河川・ダム事業に係る便益の算定についてということで、附帯意見の内容としましては、河川・ダム事業に係る費用対効果分析に当たっては、治水便益の算定のみに限らず、事業の特性等に即し状況に応じた便益算定の検討が求められる。

これまでの対応状況といたしましては、河川・ダム事業に係る費用対効果分析に当たっては、「治水経済調査マニュアル」に基づき行っており、水害によって生じる直接的・間接的な資産被害の低減を便益として評価しています。

今後の対応方針としましては、施設の多目的利用や環境整備など治水以外の効果が特に見込まれる場合には、その確実性、その効果を河川事業の便益として見込むことの妥当性及び便益評価の可能性の検討を行うなど、事業の特性等に即し状況に応じて便益算定の検討を行うものとなります。という回答となっております。

続きまして、3つ目の項目、これは、駒込ダム個別の附帯意見でございます。

附帯意見の内容としましては、厳しい県の財政状況を踏まえ、事業費の縮減に努めるとともに、自然環境への負荷を最小限にとどめるよう配慮しつつ、事業を着実に実施すること。

また、引き続き住民意見の把握に努め、ダム事業について十分な責任説明を果たすこと。という附帯意見の内容に対して、これまでの対応状況といたしましては、

1 事業費の縮減について

駒込ダムでは、現在、工事用道路を施工していますが、この実施に当たっては路盤材、舗装合材に再生材を使用し、コスト縮減を図っています。

冬期工事となることにより事業費増とならないよう、計画的な発注に努めています。

2 自然環境への配慮について

工事用道路等の施工により発生する法面については、現地在来種による緑化を実施しています。

次のページを開いていただきたいんですが、こちらが実際、工事用道路の施工に当たりまして、発生した法面については、ここにありますように、現地の在来種で植生を行っております。また9ページ目に戻っていただきまして、

3 住民意見の把握と説明責任について

河川砂防課のホームページに駒込ダムのコーナーを開設し、堤川水系全体の洪水防御の仕組みや駒込ダムの必要性等を示すとともに意見を募集しています。

駒込ダム建設所では毎月ダム新聞を作成し、建設所前に掲示しているほか、東青地域県民局地域整備部のホームページにも掲載し、進捗状況等の情報提供に努めています。

青森市の教育委員会を通じて、市内の小学生を対象としたダム見学会を開催し、ダムの役割等について説明しています。

また、今後の対応方針といたしましては、

1の事業費の縮減については、ダム本体に使用するコンクリート用骨材については、経済的な

購入骨材を使用するほか、造成アバットメント工法等の近年の新工法も参考にしながら、更なるコスト縮減に努めます。

工事設計書の作成に当たっては、コスト縮減の内容を確認できるチェックリストを作成し、よりコスト縮減に努める体制を強化します。

2 自然環境への配慮について

これまでの環境調査の結果を踏まえ、施工時期及び施工方法等に留意し、負荷を最小限にとどめるよう配慮しながら事業を進めます。

具体的な対策として、土捨場等の覆土については、現地の表土をストックして再利用することにより現地植生の復元に努めるほか、濁水プラント、沈砂池等を設置し濁水処理対策を徹底します。

また、本体工事中等には、再度、鳥類のモニタリング調査を実施する等、環境調査の結果必要とされた措置を講じます。

3 住民意見の把握と説明責任について

引き続きホームページ及びダム新聞等による情報提供、意見収集を通じ、住民意見の把握に努めるとともに、ダム事業についての説明責任を果たします。

小学生を対象としたダム見学会についても、継続実施します。

新たな取り組みとして、氾濫区域内の住民に対して、駒込ダムの役割、進捗状況等を記載した情報誌を年1回程度回覧する予定としています。

また、資料4の2ページ目に戻っていただきまして、平成23年度、第4回目の委員会でございますが、この時は、附帯意見なしで継続という結論をいただいております。

今回提出しております調書につきましては、これらの、今までいろいろ示してきた対応方針を全て考慮した上で、それを網羅するような形で調書等を作成しております。

続きまして、調書の修正についてでございます。

今回、配布したのは、修正した調書の3ページ目と、その次に修正前と修正後の比較の資料でございますが、説明は比較の方で説明させていただきます。

前回、鮎川委員から、「環境への配慮」の「(3) 特に配慮する対応内容」について、「希少種がある」ということを示してくださいという意見をいただきました。調書はそういう表現になっていませんでしたので、今回、それを含めた形で修正させていただきました。

まず、前回の内容は、「当ダムは環境影響評価法に該当しないが、動植物等に関して、環境調査を実施しており、その結果によると特に重要な種などは発見されていない。しかし、事業を進めるに当たっては、使用する客土等について、あらかじめ現地掘削土(表土)をストックしておき、植生の復元に努めなど極力環境に与える影響を低減するよう配慮する。なお、事業区域は、国立公園の普通区域及び第2種特別区域となっているため、環境省に対して事業の説明を行っており、自然公園法の手続きについては完了済みである。また、環境調査については、学識経験者の意見を参考に実施している。」

今回修正した内容は、「当ダムは環境影響評価法に該当しないが、事業実施区域から約500mの範囲において、動植物等に関する環境調査を実施しており、その結果によると哺乳類や鳥類等の中で重要な種を確認している。事業を進めるに当たっては、改変面積を極力少なくし、使用す

る客土等は現地掘削土（表土）をストックし植生の復元に努めるなど、現況の環境に与える影響を軽減するように配慮する。また、本体工事に際しては、着工前、着工時、完成後にモニタリング調査を実施し、ダム工事による影響把握に努める。」という内容に修正しました。

大きく変わった点は、2行目の「哺乳類や鳥類等の中で重要な種を確認している」という部分、前回は「重要な種などは発見されていない」という書き方だったので、ここを鮎川委員のご指摘どおりに修正させていただきました。

あと5行目の「本体工事に際しては、着工前、着工時、完成後のモニタリング調査を実施し、」ということで、モニタリング調査を実施する旨を明記させていただきました。

説明は以上でございますが、あと1点、お願いがございます。

今回の調書の作成に当たって、B/Cの算定をしておりますが、その中で各種試算評価単価及びデフレーターというもので便益等の評価を行っているわけですが、こちらで、使っているものは平成27年2月に国交省の方から出されている資料を使っておりました。

実は、この最新のものが28年3月に新たに出ておきまして、国交省から最新のものを扱うように指導がございまして、駒込ダム建設事業については1.87というB/Cで調書を提出させていただいていたところですが、これについては、最新のデフレーター等を使って試算し、次回、再度説明させていただきたいと思っております。

少しB/Cが下がる方向になると思いますが、大きく変わるものではございません。これは、駒込ダム建設事業だけではなくて、広域河川改修事業（中村川）につきましても、同じ係数を用いていますので、中村川についてもB/Cの算定に当たっては最新ののものにした形で調書を修正することについて、次回また説明させていただきたいと思っております。

以上です。

（阿波委員長）

ありがとうございます。

先ほど、県の担当課の方から、この駒込ダム建設事業におきまして、これまでの本委員会での審議の過去の状況と附帯意見の対応についてご説明いただきました。

それらをざっと見てみますと、ダム建設の必要性については認められるものの、しかし、事業費の縮減、また地元の方々への情報公開、丁寧な説明、さらには環境への十分な配慮といったことについて対応をお願いしたいとの意見が出され、それについて県の対応状況についてお話いただいております。

本来、この場で県の方からご説明いただいた内容について少しご意見、ご審議を進めたいと思っておりましたが、先ほど、説明がございましたように、最新の資料に基づいてB/Cを再度算出し直し、そして次回の委員会でその調書を差し替えさせていただくという話でございましたので、その説明を次回の委員会で改めて行っていただき、ご意見等、ご審議させていただければと思います。

本日は、もうお時間もございませんので、前回、鮎川委員の方からご指摘がございました、環境影響への配慮の修正について、もしご意見やコメントがございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(鮎川委員)

こちらの修正内容でいいとは思いますが、具体的な希少種の記載はされているのでしょうか。どういった重要な哺乳類、鳥類が出てきたかということをごどこかに明記したほうがよいと思います。

(河川砂防課)

すいません、希少種の特定について、個別名では表示されていませんでした。

調書の中に全部書いた方がよろしいでしょうか。

哺乳類につきましては、ツキノワグマ、鳥類に関しては、シノリガモ、ハチクマ、ハイタカ、両生類につきましては、クロサンショウウオ、底生生物につきましては、コオイムシ、サワガニです。

(鮎川委員)

そうですね。そうすると、両生類ということも書いていないですね、哺乳類と鳥類の中には入っていないですから、その辺をしっかりと明記しておいた方が、後の調査の時に参考になります。

(阿波委員長)

では、次回、調書に追記していただき、差し替えをお願いいたします。

その他、環境への配慮の調書の修正について、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特にご意見がないようでございますので、その部分、ご指摘の部分、次回の委員会で差し替えをお願いいたします。

(河川砂防課)

すいません、先ほどの現地での中村川につきまして、我々の説明及びこの場での説明について、若干、修正させていただきたく、発言させていただきたいと思います。

先ほど、秋庭委員から、中村川が昭和56年から平成9年にかけて、どれぐらいの拡幅をしているか、雨量の規模がどの程度かという話がございました。また、現地での説明が間違っておりましたので修正をさせていただきます。

昭和30年代の災害復旧助成事業で河口からJRの橋の上流までの、6.3キロの区間について改修をしておりました。

その後、昭和56年から平成9年にかけては、同じ区間の、JRの橋の下流につきまして河床掘削、いわゆる川底を掘り下げるという工事のみを実施しています。

ということで、JRの橋から下流につきましては、昭和30年代の改修で、今の川幅が確保されておりました。

今回の事業では、更に川幅を広げる計画です。

先ほどの現地での説明等々、不備がございましたので訂正させていただきます。

また、雨量につきましては、治水安全度10分の1相当で、24時間雨量とすれば、大体140ミリ程度でございます。

以上でございます。

申し訳ございませんでした。

(阿波委員長)

秋庭委員、よろしいでしょうか。

それでは本日の予定はこれで終了させていただきたいと思います。

先ほどの駒込ダム建設事業等の担当課からの説明について、次回の第3回委員会で審議時間を取りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

次回、第3回公共事業評価等審議委員会でございますが、9月23日の金曜日、13時30分から青森市のラ・プラス青い森で開催する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(司会)

委員の皆様、暑い中ご出席いただきありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の委員会の方を閉会いたします。

どうもありがとうございます。